

# 外国人を雇用したら知っておきたい税務のポイントセミナー

日時：2019年9月5日（木）18:30～20:00

2019年4月改正入管法が施行され、建設業、外食業など14種類での単純労働を含む就労を認める「特定技能1号」と建設業、造船・船舶用工業の2種類で家族滞在や在留期間更新が可能な「特定技能2号」という在留資格が新設され、今後更に外国人労働者の増加が見込まれます。

ただし、外国人を雇用した場合の実際の税務処理では、誤った処理を長年気づかずに行っているケースも少なくありません。今回は、昨年開催しました「国際ビジネス税務入門」の第二弾として、外国人労働者を雇用した場合の税務の基本的な考え方を、事例を交えながらわかりやすく解説します。



## 【セミナー内容】

- (1) 入管業務と税務
- (2) 外国人の居住形態と課税のしくみ
- (3) 租税条約の適用
- (4) 留学生、技能実習生を採用した場合のケーススタディ  
・・・などなど

講師：法師山 康成氏 法師山康成税理士事務所 代表



【講師プロフィール】 税理士・熊本学園大学商学部会計専門職コース非常勤講師  
英語と中国語の2か国語対応の税理士事務所の代表を務める。クライアントの70%は中国を中心とした外資系企業が占めており、近年は弊社のクライアント以外からの国際税務に関する相談にも応じている。また、税理士業務の他に大学の教壇にも立ち、学生の講義出席率98%を超える授業を展開する。

会場：福岡貿易会事務所

（福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル7階）

参加無料  
事前申込制

◆お問合せ先◆ (公社)福岡貿易会 092-452-0707 [info@fukuoka-fta.or.jp](mailto:info@fukuoka-fta.or.jp) 松尾、森

申込は下記へご記入の上、9/4 迄にFAX (092-452-0700) もしくは [info@fukuoka-fta.or.jp](mailto:info@fukuoka-fta.or.jp) へお送りください

|     |  |       |  |
|-----|--|-------|--|
| 御名前 |  |       |  |
| 御社名 |  | 御役職   |  |
| TEL |  | Email |  |

※ご記入いただきました情報は、(公社)福岡貿易会が適切に管理し、セミナー受付業務に利用します。